平成２６年（フ）第２１３９号
札幌市豊平区豊平３条12丁目１番14号　グランドバリュートヨヒラ206号
債務者　安田　直樹
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１５７号
札幌市東区伏古１条２丁目５番11―203号
債務者　北村佳代子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１５９号
札幌市東区北14条東13丁目３番11号　グリーンハウス201号室、住民票上の住所北海道江別市一番町21番地の17
債務者　野崎　弘覗
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１６４号
北海道石狩市花川北２条３丁目171番地
債務者　三浦　一巳
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１６９号
札幌市西区発寒３条３丁目５番43号　ハッピーハウスＮｏ．１―101号
債務者　鈴木　淑正
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１７０号
札幌市西区発寒３条３丁目５番43号　ハッピーハウスＮｏ．１―101号
債務者　鈴木　郁子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１９９号
札幌市南区藤野４条５丁目２番２―402号
債務者　笹谷　和巳
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２０９号
北海道石狩市親船東３条１丁目132番地
債務者　田平　智里（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２３０号
札幌市東区北23条東21丁目３番15―507号
債務者　辻脇　瑞恵
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２３９号
札幌市手稲区手稲本町３条１丁目４番26号　サンコート手稲205号
債務者　本多　彩子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２４９号
札幌市手稲区星置１条４丁目３番４―308号
債務者　植村　晴子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２５３号
札幌市東区北26条東10丁目２番８号　サンハイツ北26―107号
債務者　那珂　慎二
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２８６号
札幌市厚別区厚別中央３条３丁目２番６号　クリオコートＣ103
債務者　今　　映貴
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３０１号
札幌市豊平区月寒東１条９丁目４番１―102号
債務者　柴田美枝子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３１３号
北海道石狩市花川南２条６丁目293番地
債務者　横山　初枝
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３３７号
札幌市東区北丘珠２条２丁目19番７―102号
債務者　東海林　翼
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６６号
山形県酒田市新井田町13番21号
債務者　伊藤　　純
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
山形地方裁判所酒田支部